

2024年3月28日所長会見 所感

- 本日私からは「発電所の目指す姿」の4つの柱のうち2つ目と3つ目の柱の状況を、お話させていただきます。
- まず、2つ目の柱の「安全対策工事の完遂と、主要設備の機能が十分に発揮できること」についてです。
お手元のプレスリリースにもあるとおり、本日、7号機の使用前確認変更申請を原子力規制庁に提出いたしました。
燃料装荷前の使用前事業者検査が一巡し、最終確認も整ったことから、プラントの健全性確認を進めるために申請したものです。
- プレスリリースの添付資料をご覧ください。
これまで「未定」としていた、燃料装荷開始予定日を今年の4月15日としております。
あくまでも規制庁による確認が得られた場合の予定日ですので、正式に開始日が決まり次第、あらためてお知らせさせていただきます。
また、今後、気づきや規制庁からのご指摘があれば、しっかりと立ち止まって対応してまいります。
- なお、現時点で燃料装荷開始予定日以降の見通しが立っていないため、それらの予定日は「未定」として申請しております。
- 続いて、「7号機の使用前確認変更申請後の対応について」とある資料をご覧ください。
- 今後、規制庁の確認が得られた際は、燃料装荷を行い、健全性確認として、原子炉圧力容器からの漏えいがないか、制御棒を正常に挿入出来るかなどについて確認をしてまいります。

- なお、燃料装荷を行うにあたっては、新規制基準に基づいた保安規定が適用となります。それにより、現在 8 名の宿直体制を、緊急時の現場対応要員などを増員し、51 名体制とすることで、緊急時において、より迅速な対応ができるように体制を強化いたします。
- プラントの健全性確認は、安全最優先の発電所運営に資するものと考えております。燃料装荷や健全性確認を進める中で気があれば立ち止まって、一つひとつ確実に対応してまいります。
また、これらの進捗状況は適宜、地域の皆さまにもお伝えしてまいります。
- 2 ページ目は、燃料装荷後に行う主な健全性確認の内容をお示したものです。
燃料装荷後に、原子炉の蓋を閉め、密閉のうえ、「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能を中心とした確認を行います。
- 健全性確認の目的は、設備に問題がないかを確認することに加え、自ら問題点を見つけ、それを是正することであるため、期限を決めず慎重かつ着実に実施してまいりたいと考えております。
- 3 ページ目をご覧ください。これまでと同様ですが、参考として燃料装荷の手順について記載しております。
- 燃料取替機を用いて、合計 872 体の燃料を使用済燃料プールから原子炉の中に移動していきます。燃料移動は、水中作業のため、燃料からの放射線は水によって遮蔽されます。また、臨界状態とならないよう、制御棒をあらかじめ挿入してから燃料を移動いたします。

- 燃料取替機については2023年3月に健全性確認を行っていますが、仮に燃料移動中に燃料取替機が停止したとしても、燃料を掴む機能を維持しつづける設計となっています。
- いずれにしても、本日、使用前確認変更申請を行ったところであり、一つひとつの工程を着実に進めてまいります。
- 次に3つ目の柱の、「緊急時等の対応能力が十分であること」についてです。
- 緊急時等の対応能力は、シーケンス訓練や緊急時演習などを行い、かなりのレベルまでできているとお伝えしましたが、本社会めて訓練の振り返りを行う中で、いくつか気づきや課題がありました。
- 例えば、緊急時演習では、本社において原子力規制庁からの質問に応じた情報提供に課題がありました。

発電所の状況は、共有ツールを用いて、本社などと情報を共有しております。そのため、発電所としても本社が規制庁へ正確に情報を伝えられるよう、引き続き、迅速かつ正確に共有ツールへ入力する事を心がけてまいりたいと思います。
- また、発電所においては、15条通報発出後に訂正報を出しています。15条通報自体は正しく行えていましたが、それに付随する項目について誤りがあったものです。

自ら誤りに気づき、訂正報を出せてはいるものの、事故事象に関する通報は、万が一の事故の際に、住民の皆さまの避難に関わるものであり、迅速かつ正確に対応すべきと考えています。

○ こういった気づきや課題についても、CAP「是正処置プログラム」を用いて対策を講じています。

それらの対策を、発電所で毎月実施している防災訓練の中で、改善状況を確認し、新たな気づきや課題をさらなる改善につなげていくことにより、一層、発電所の緊急時対応能力を高めていきたいと考えております。

○ 本日、私からは以上です。